

○国土交通省告示第千百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 齋藤 健

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 その他の審査項目 (社会性等)</p> <p>1 6 (略)</p> <p>7 審査基準日における建設機械の保有状況 (自ら所有し、又はリース契約 (審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。)) により使用する建設機械抵当法施行令 (昭和二十九年政令第二百九十四号) 別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三十一号) 第二条第二項に規定する大型自動車 (以下この7において単に「大型自動車」という。)) のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同法第三項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則 (昭和四十二年運輸省令第八十六号) 第五条第一項に規定する表示番号指定申請書 (記載事項に変更があった場合において、同条第二項に規定する申請事項変更届出書) に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第三条第二項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) 第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数 (以下「建設機械の所有及びリース台数」という。) をいう。)</p> <p>8・9 (略)</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 その他の審査項目 (社会性等)</p> <p>1 6 (略)</p> <p>7 審査基準日における建設機械の保有状況 (自ら所有し、又はリース契約 (審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。)) により使用する建設機械抵当法施行令 (昭和二十九年政令第二百九十四号) 別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三十一号) 第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) 第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数 (以下「建設機械の所有及びリース台数」という。) をいう。)</p> <p>8・9 (略)</p>   |

附 則

この告示は平成三十年四月一日から施行する。